

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料に関して



山口県では、所得が6月に確定するため7月に保険料の本算定（保険料の確定作業）を行い、全被保険者に対して保険料の通知を行います。

今年（2008年）は制度開始の年であるため、4月から特別徴収（年金からの天引き）の対象となった方については、本算定より前に保険料を徴収するため、前々年（18年中）の所得をもとに仮計算した保険料を4月初旬に通知しました。通知が来ていない方については、原則的に7月以降、納付書で保険料を納めて頂くこととなります。（10月から特別徴収に変わる方もいます。）  
今後は本算定期（7月）と保険料の変更があったときに通知を行います。

**問1** 保険料の通知がきたのですが国保税と別に払うのですか？

**答1** 国民健康保険から脱退して長寿医療制度に加入することになりますので国保税の支払いはありません。

**問2** 4月に保険料の通知がきました。払いに行けばいいのですか？

**答2** 年金からの天引きのお知らせですので改めて納付する必要はありません。

**問3** 妻（75歳未満国保加入者）の保険料はどうなりますか？

**答3** 同じ世帯に国民健康保険の加入者の方がいらっしゃる場合、今までと同様に世帯主の方にその方たちの保険料がかかります。長寿医療制度加入者の方が世帯主の場合は両方の制度から保険料（税）の通知がいくこととなりますが、二重にお支払いを求めている訳で

はありません。

**問4** 障害者ですが保険料は安くありませんか？

**答4** 国民健康保険の保険税と同様に世帯主および被保険者の方の所得に応じて保険料の軽減がありますが、障害理由の軽減はありません。

**問5** 75歳未満ですが年金から引かれるのですか？

**答5** 65～74歳の方で障害認定により長寿医療制度に加入している方は75歳以上の方と同様の条件で特別徴収となります。

**問6** 他の人に保険料の通知がきたのですが私にはきませんが？

**答6** この度の通知は4月から特別徴収の対象者にお送りしています。対象から外れる理由は主に次のとおりです。

1. 年金の年額が18万円未満

2. 長寿医療制度と介護保険の保険料が年金額の2分の1を超える

3. 平成19年9月末までに旧老人保健に加入していない

4. 社会保険に加入していた

5. 介護保険の特別徴収の対象になっていない

**問7** 死亡したのに通知がきたのですが？

**答7** 特別徴収の依頼を1月10日に作成しています。そのためそれ以降に亡くなられた方については、社会保険庁等で4月の年金の支給自体が停止されない場合には、保険料の年金の天引きが行われました。そのため遺族の方に通知をさせていただきましたが、保険料を納める必要はありませんので、後日保険料額を変更した通知をお送りします。年金天引きされた保険料は、年金の未支給請求の有無等

により遺族の方もしくは社会保険庁に還付するようになります。

**問8** 国民健康保険の扶養に入っていたのですが年金から引かれましたが？

**答8** 今まで保険料の負担がなかった社会保険等の被扶養者の方には、急激に負担が増えないように特例措置があります。国民健康保険加入者の方につきましては、今までも世帯主の方が世帯主以外の加入者の分も合わせて保険料をお支払いしていたため、特例措置の要件には当たりません。

**○口座振替について**

普通徴収の方については7月以降に納付書もしくは口座振替により収めていただくこととなります。

以前国民健康保険で振替依頼されていた方も、長寿医療制度の保険料を振替希望される方は再度長寿医療制度保険料として提出する必要がありますので、ご希望の金融機関で手続きをお願いします。

■問い合わせ

山口県後期高齢者医療広域連合事務局

☎ 083（921）7110

健康増進課医療保険班  
☎ 77・5502